

福山市地域福祉計画2027策定支援業務委託に関するプロポーザル募集要項

2026年（令和8年）2月20日  
福山市 保健福祉局 福祉部 福祉総務課

## 目 次

1	業務の目的	1
2	業務概要	1
	(1) 業務名	
	(2) 業務内容	
	(3) 業務履行期間	
3	委託費	1
4	選定方法及び契約方法	1
5	参加資格	1
6	参加申込の手續等	2
	(1) 担当部局	
	(2) 選考スケジュール	
	(3) 募集要項等の配付期間、配付場所及び配付方法	
7	参加申込書の作成等	2
	(1) 受付期間	
	(2) 提出場所	
	(3) 提出方法	
	(4) 提出書類及び部数	
8	質問書の受付及び回答の公表	3
	(1) 質問書受付期間	
	(2) 質問書の提出方法	
	(3) 回答	
9	プロポーザル参加資格の確認	4
	(1) 参加資格確認結果の通知	
	(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い	
10	企画提案書の作成等	4
	(1) 受付期間	
	(2) 提出場所	
	(3) 提出方法	
	(4) 提出書類及び部数	
11	企画提案書の評価及び評価基準	5
	(1) プレゼンテーションの実施	
	(2) 評価基準及び評価項目	
	(3) 受注候補者の特定	
	(4) 選定結果の通知	
	(5) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い	
	(6) 評価点が同点となった場合の取扱い	
12	契約の締結	6
13	失格条件	6
14	その他の留意事項	7

## 福山市地域福祉計画 2027 策定支援業務委託に関するプロポーザル募集要項

### 1 業務の目的

福山市では、2027年度（令和9年度）から2031年度（令和13年度）までの5か  
年を計画期間として、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第107条に基づく「福山市  
地域福祉計画2027」を策定するため、策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポー  
ザルを実施し、提案された企画を審査の上、委託業者を決定する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

福山市地域福祉計画2027策定支援業務

#### (2) 業務内容

福山市地域福祉計画2027策定業務に関するコンサルタント及び支援業務  
別紙「福山市地域福祉計画2027策定支援業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日までの間とする。

### 3 委託費

委託費の上限は4,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

### 4 選定方法及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有  
する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロ  
ポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行  
い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

### 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、業務委託を効果的かつ効率的に実施でき  
る法人等であり、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で  
あること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生  
法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生  
手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若  
しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 公告の日から起算して過去5年以内に、国又は地方公共団体が策定した保健・福祉に係

る行政の基本計画策定等に関する業務の受託実績を有すること。

## 6 参加申込の手続等

### (1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎3階）

福山市保健福祉局福祉部福祉総務課

電話：084-928-1061（直通）

FAX：084-927-7133

E-mail：[fukushi-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:fukushi-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp)

### (2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2026年（令和8年）2月20日（金）
募集要項等の配付期間	公告の日から同年3月6日（金）午後5時まで
質問書の受付期間	公告の日から同年2月26日（木）午後5時まで
質問に対する回答期限・ 回答方法	2026年（令和8年）3月2日（月） 福山市ホームページに掲載します。
参加申込書、資格要件に 係る書類等の受付期間	公告の日から同年3月6日（金）午後5時まで
資格審査結果の通知及び 企画提案書等の提出要請	2026年（令和8年）3月11日（水）
企画提案書等の受付期間	2026年（令和8年）3月12日（木）から 同年3月23日（月）午後5時まで
審査（プレゼンテーショ ン）の実施	2026年（令和8年）3月27日（金）
審査結果の通知	2026年（令和8年）3月30日（月）

### (3) 募集要項等の配付期間、配付場所及び配付方法

#### ア 配付期間

2026年（令和8年）2月20日（金）から同年3月6日（金）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

#### イ 配付場所

上記(1)に同じ。

#### ウ 配付方法

上記(1)に同じ。

※福山市ホームページ (<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>) からダウンロードできます。

## 7 参加申込書の作成等

### (1) 受付期間

2026年（令和8年）2月20日（金）から同年3月6日（金）まで（市の休日を除

く。)の午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合は、3月6日(金)午後5時必着)

(2) 提出場所

上記6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで)

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～サの書類を作成し、各1部を提出すること。

(イ、エ、オ及びカについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 参加申込書(様式1)

イ 商業登記簿謄本(写しでも可)

ウ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表

法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し

エ 市税の完納証明書

写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書(様式2)を提出すること。

オ 納税証明書

写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書。

カ 印鑑証明書(原本)

キ 使用印鑑届(様式3)

実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。

ク 委任状(様式4)

契約締結等に関する権限を支社長等に委任する場合に提出すること。

ケ 受託実績報告書(様式5)

過去5年以内の受託実績について、概要が分かる資料(契約書、報告書、新聞記事等のいずれか)を添付すること(写しでも可)。

コ 業務実施体制(様式6)

サ 誓約書(様式7)

※本市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

## 8 質問書の受付及び回答の公表

質問は、次の手続きにより行うことができる。

(1) 質問書受付期間

2026年(令和8年)2月20日(金)から同年2月26日(木)のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休

日)を除く午前8時30分から午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を福祉総務課宛に電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとする。)を添付し提出すること。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

※メール送信の際は、件名に「福山市地域福祉計画2027策定支援業務委託に関する質問」と記した上で送信すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、適宜本市ホームページ(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>)に掲載する。

## 9 プロポーザル参加資格の確認

上記7で提出された申込書類をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2026年(令和8年)3月11日(水)

参加申込書の提出者全員に、郵送等により参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。

・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行うこととする。

## 10 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2026年(令和8年)3月12日(木)から同年3月23日(月)のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合は3月23日(月)午後5時必着)

(2) 提出場所

上記6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、2026年(令和8年)3月12日(木)から同年3月23日(月)のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合は3月23日(月)午後5時必着))

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書(様式8) 1部

イ 企画提案書(本文) 10部

次の項目について、企画提案書を作成すること。企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型横書きとする。

(項目)

(ア) 福山市地域福祉計画2027の策定に対する考え方

a 地域福祉の現状及び制度改正についての考え方

b 他の関連計画（本市ホームページ

(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>) ) に掲載を踏まえた本計画の役割・位置付け

c 本業務に取り組むにあたり、重要と考える点

(イ) 本業務の実施方法

a 本業務実施の方向性及びその実現に向けた考え方

b 計画に実効性を持たせるための工夫

c 業務（作業）の実施方針及び作業工程

(ウ) その他独自の提案事項

また、企画提案書は、A4判10枚以内、文字の大きさは、10ポイント以上（図表は除く）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。また、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。説明等は分かりやすい表現を用い、図表や写真等も適宜使用して、読みやすい構成とすること。

なお、企画提案書の審査については、「11 企画提案書の評価及び評価基準」とおりとする。

ウ 見積書 1部

※ 本市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

## 1.1 企画提案書の評価及び評価基準

上記10で提出された企画提案書をもとに福山市地域福祉計画2027策定支援業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で審査を行う。なお、契約候補者の審査に当たっては、別表の審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価、採点し、審議の上選定する。

### (1) プレゼンテーションの実施

ア 実施日

2026年（令和8年）3月27日（金）

イ 企画提案の所要時間（予定）

・プレゼンテーション15分程度

・評価委員からの質疑10分程度

ウ 注意事項

・開催場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。

### (2) 評価基準及び評価項目

別表のとおり

(3) 受注候補者の特定

上記の審査項目に基づき、評価委員会において総合的に判断し、受注候補者を選定する。

(4) 選定結果の通知

2026年（令和8年）3月30日（月）

企画提案書の提出者全員に選定結果を通知する。なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めとする。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(6) 評価点が同点となった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより受注候補者を決定する。

## 1.2 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が上記10(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

(4) このプロポーザル案件は、2026年（令和8年）3月議会で関係予算の議決を得られなかったときは、取り消すものとする。

## 1.3 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 上記3委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 募集要項の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

#### 14 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要項の記載内容に同意したものとする。